



# 豊前総合法律事務所

# News Letter

2023年  
10月号  
VOL.03

相続のお役立ち情報もりだくさん!

大切なご家族のため、また何より、ご自身の人生を充実させるため、お役に立てる情報をお届けいたします。終活・相続に詳しい豊前の弁護士といえば西村だ!と思いついていただけるよう頑張ります!

※このニュースレターは、みなさまに親しんでいただくため、読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用しております。

## 目次

- P1 ◆プライベートのひとこま
- P2 ◆レビュー 池井戸潤「かばん屋の相続」  
◆終活に関する名言・格言いろいろ ~1~
- P3 ◆よくある相談から  
~何代も前の名義の不動産の処理について~  
◆セミナー報告・告知
- P4 ◆スタッフからひとこと  
◆エンディングノートの意義と活用術  
~3 大切なものと向き合う~



## プライベートのひとこま

縁あって、家族でときリゾート 由布院別邸（大分県由布市湯布院町川北桃木1615-1）に宿泊してきました。湯布院IC入ってすぐ、道の駅ゆふいん向かいの狭道を上っていくと宿泊施設がごさいます。宿泊施設はゆったり大きな戸建てタイプになっており、室内風呂と露天風呂があって、家族で団らんのひとときが楽しめました。夕食は、レストランでBBQをいただきましたが、こちらも家族一同大満足。お肉もですが、とうもろこしも甘くておいしく、息子たちもほおばって食べていました。

レストランから見下ろす風景も絶景。朝には霧がかかってより神秘的になるのだとか。

駐車場への案内、お部屋の案内、室内の説明にはじまり、清掃具合、充実したアメニティの準備、連絡するとすぐに対応してくれるところなど、真心のこもったサービスを感じさせるもので、ホスピタリティについて、こちらも勉強させていただきました。

仕事柄、出張もそれなりに多いですが、さまざまな施設で、さまざまなサービスを体感することは、弊所でのホスピタリティ向上にも役立ちます。ますます、サービスの質もあげられるよう、努めてまいります

## レビュー 池井戸潤「かばん屋の相続」

大ヒットした「半沢直樹」シリーズの原作者で有名な池井戸さん。元銀行員の経験を活かし、バンカー（銀行員）の物語、金融界などの企業小説をたくさん手掛けています。私が好きな作家のひとりです。

「かばん屋の相続」は、短編集であり、6つの短編のうちの最後の1つが表題の物語になっています。ページ数にして45ページ。さらっと読める分量の文庫本です。

「松田かばん」の社長が急逝したのちの、残された2人の兄弟の事業承継にまつわるお話になっています。所長は、会社を手伝っていた二男に生前、「相続を放棄しろ」と語り、遺言には会社の株のすべてを大手銀行に勤めていた長男に譲ると書かれていた。果たして、社長の想いとは？やがて明らかになる衝撃の事実とは…。お家騒動(?)をバンカーの視点で描き出す短編です。

**事業承継とはどうあるべきか。遺言書の役割は。遺言書があれば安心？最も重要な「故人の想い」は？…。終活に関しても、いろいろ考えさせられるところがありました。**

このお話は、実際に遺言をめぐるお家騒動「一澤帆布」(いちざわはんぷ)の事件に着想を得たとされています。一澤帆布では、3代目が残した2通の自筆証書遺言の真贋をめぐる争族が起きました。裁判で決着がついたのは争ってから8年後だとか。

2001年に3代目が死亡。顧問弁護士が被相続人から預かっていた遺言書に従い、被相続人と商売をしてきた三男とその妻が、会社の株を相続してのれんを守っていくことになりました。

しかし、大学卒業後に銀行に勤め、家業にはノータッチだった長男が、被相続人の死後4か月後に「第二の(自筆証書)遺言」を明らかにしたことによって、自筆証書遺言の真贋をめぐる裁判が展開されたというわけです。

この一澤帆布の御家騒動、各裁判所の判断がバラバラで、いったん争族が発生してしまうと、いかに解決が難しいかもよくわかるどころです。

**11月11日に行います、笑顔相続・遺言セミナーにおいては、この事件にも触れようと思っています(告知は本レター内に別途欄を設けていますので、ご確認ください)。**



## 終活に関する名言・格言いろいろ ~1~

私は、スピーカーとして話すにあたり、さまざまな話材を提供したいと思っていますが、偉人の格言を話のスパイスに使うと、話がひきまいる思いが致しますね。今回、何回かにわけて、終活をめぐる名言・格言を、思いつくままに紹介してみたいと思います。

あなたが生まれたとき周りの人は笑って、あなたが泣いていたでしょう。

だから、あなたが死ぬときはあなたが笑って、周りの人が泣くような人生を送りなさい。

~ネイティブ・アメリカンの教え~

明日死ぬかのように生きよ。永遠に生きるかのように学べ。

~ガンジー(弁護士、インドの政治指導者)~

人は死んでも、その人の影響は死ぬことはない。

~キング牧師~

私が勝ち得た富は、(私が死ぬときに)一緒に持っていけるものではない。私が持っている者は、愛情にあふれた思い出だけだ。

~スティーブ・ジョブズ(アメリカの起業家・実業家、Appleの共同創業者)~

死んだときに忘れられたくなかったら、読まれるにたる物を書か、書かれるにたることをしろ。

~ベンジャミン・フランクリン(アメリカ建国の父)~

死とは人生の続きであり、また、人生を完成させるだけでなく、体をお返しするに過ぎないのです。しかし、心と魂はずっと永遠に生き続けます。死なないのです。

~マザー・テレサ(カトリック教会の聖人)~

死は人生の終末ではない。生涯の完成である。

~マルティン・ルター(ドイツの神学者)~

「鉄鋼王」といわれたアンドリュー・カーネギーは、自らの墓碑に、「おのれよりも優れた者と仕事をする技を持つ者ここに眠る」と刻んだそうです。終活の一環として、我が家の供養関係の検討もしておりますが、私も後世に残るような明言を墓碑に刻み込める人生を送りたいものです。

## よくある相談から ～何代も前の名義の不動産の処理について～

ここ何年か、かなり相談が多いなと感じるのが、「何代も前の名義のままになっている、不動産の処理」についてです。

2024年4月からは相続登記が義務化される、ということは、報道などでもよく触れられていますが、そうしたニュースをみて、不安になってご相談に来られる方が多いようです。

この手の事案では、相続人が芋づる式に多くなって、相続当事者がとんでもない数になっていることが多いです。相続関係事件でまず行うのは、被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍を集めることですが、これだけでかなりの時間が掛かることも。できあがった相続関係図を見て驚く方も結構おられます。

何代も前の相続登記が放置されている場合、法改正前の民法が適用されたり、相当以前の場合は家督相続の適用があったりすることもある、大変です。これだけ目まぐるしく法改正がなされているところですが、旧法にも配慮して検討しないといけなというのは、プロの法律家にとっても、非常に負担な内容なのです。

気になる解決法は？基本的には、**遺産分割調停を申し立てることになります**。協議で解決するには、内容を協議のうえ、相続人全員の実印と印鑑証明書をいただく必要があるのですが、人数が多いとこれが現実的ではなく、1人2人、協力的ではない方がおられたり、認知症の方、行方不明の方、音信不通の方など、さまざま手続の障害になる事態が発生することが多いです。ですので、**最終的に何とかして解決してもらうために、強制力を持つ裁判所を頼っていくしかないのです**。

もし、対象の不動産を、20年以上占有しているという方がおられましたら、「取得時効」という制度を利用して解決することもあります。「ずっと私が事実上支配していたんだから、私のものみたいなものでしょ。私の名義に変えてよ」というような感じでしょうか。ただ、これも、基本的には相続人全員を被告にして、時効取得を援用（意思表示）して名義を変えるための**訴訟提起**が必要になってきます。

**この手の事案では、非常に手間暇がかかり、裁判所を利用する際に細かく専門的な話をされることもしばしばです。もし、お困りの方がおられましたら、お気軽にご相談ください。**

セミナー付帯の無料法律相談の機会もご活用いただければと思います。

## セミナー報告・告知

### 【お礼】2023年9月30日 今!聞いておきたい 終活/相続・遺言セミナー @イオンモール三光2階イベントホール

2023年、2度目の終活セミナーです。

今回は(も)、これまでのセミナー経験、実務経験を活かして、渾身の内容としてご提供させていただきました。人生の終焉を考えることにより、「いま」をよりよく自分らしく暮らすための手段として、終活を理解し、実践していただきたい。力強くメッセージさせていただきました。みなさん、よくご清聴いただきました。

動画を交えたり、新たにO×カードを利用したり、スタッフの生の声を取り混ぜたり、エンディングノート関連ブースを設けたりなど、さまざま工夫を凝らして対応させていただいております。

20名以上の方に聴講いただきました。「生涯の学びを支援する法教育」の実現に、また1つ近づけたのではないかと思います。



#### 《受講者からのコメント》

- ・「自分にはまだ先のことと思っていましたが、そうではなく、とりかかろうと思いました。ありがとうございました」(C・M様)
- ・「今回のセミナーを聴いて、エンディングノートを書いてみようと思う。遺言の重要性が理解できた」(K・S様)
- ・「具体的に症例をあげてわかりやすかった」(M・H様)
- ・「私の契約者とも是非結びつけたい!」(M・S様(保険代理店))

### NEW!!【ご案内】2023年11月11日

### 今!聞いておきたい 笑顔相続・遺言セミナー @イオンモール三光2階イベントホール

次は、11月11日です。遺言にフォーカスして行きます。特典で遺言書サンプルを特別にプレゼント。

企業経営と終活は似ているところがございます。強い想いをもって、ゴールをみすえ、逆算して今やるべきことを割り出し、これを実行し、やり続けることにより、成功(よりよい自分らしい人生)を手に入れることができる。遺言書作成は、ゴールを明確するにあたっての検討を余儀なくされるものとも言えますが、人生の終焉、そして「今」を考えるきっかけとしても、遺言書作成には取り組んでいただきたいと思っています。

事業承継のタイミングでは、相続との関係が強くなってきます。個人事業主の方は、個人名義の事業用不動産をだれにどのように承継させるか、遺留分対策は…などさまざま考慮するでしょうし、会社の場合は株の承継をどうするのか、相続税はどの程度か、納税資金対策は…などさまざま検討が必要でしょう。**事業承継対策を考えるのは、はやければはやいほどよいです。基礎知識を得て、遺言書作成も含めた、事業承継対策を考える機会にはいかがでしょうか。**

みなさま、万障お繰り合わせの上、ご参加よろしくお祈りいたします。

## スタッフからひとこと



少しずつ涼しくなり(寒くなり?), 季節の変わり目を感じるようになりました。もう衣替えてしょうか。とは言え、昼間は汗が出るほどの暑さの日もあります。

衣替えと言えば、几帳面な祖母と、樟脳(しょうのう)の香りを思い出します。まだ幼かった私から見ても、明らかに上等な服を、とても綺麗にしまって、「これば入れとかんとね」と白い何かを入れていました。強い香りがある、取り出した服にももしっかり香りが残っていました。

最近市販されている防虫剤は、フローラルの香りだとか、優しい香りが多い印象です。それと比べると、なかなか独特な香りでした。お恥ずかしながら、今になって調べてみて、材料が樟(くすのき)と水だけということを知りました。

みなさまのお宅には、「いつか着るだろうから」と丁寧にしまいこんだ服はありますか? また、少し着古したけど捨てるにはもったいない、でもあまり着なくなった服など。

実は、ここまで終活をうたっている事務所に勤める私にも多々ありまして、「ありがとう」と写真に残しながら、少しずつ手放しているところ です。

以前は買取サービスも利用していましたが、最近では寄付をすることが多くなりました。買取サービスを利用するなら、やはり商品になるくらい新しく、キレイなものでないと…と思ひ、結局手放せないものばかりだったのです。もちろん寄付の場合も、ひどく汚れている物は避けませんが、個人的には寄付が合っているのだなと感じます。

このように少しずつ手放していくうちに、自分で選んだ大切な服、大切なものは、責任を持って自分が行先を決めてあげたいという思いが強くなってきました。そして、大切にしていたものだから、私の手を離れた後も、大切にしてくれる人に出会ってほしい。そう思うと、共通の趣味をもつ友人へ、久しぶりに連絡を試みようかな、と思い立ちます。

終わりを意識する終活ですが、その先には、人と人の繋がりに辿り着く、意外な展開があるものなのですね。

## エンディングノートの意義と活用術 ~3 大切なものと向き合う~

ニュースレターごとに、終活といえば真っ先に思い浮かぶエンディングノートの意義や、私なりのエンディングノートの活用について、少しずつお話しさせていただきます。

前回は、エンディングノートの選び方や、活用していただきたい項目について取り上げました。

今回は、エンディングノートを書くことで得られる、大切な「もの」と向き合うチャンスについてお伝えします。

みなさまの大切なものとは、何でしょうか。今回は、手に取ることのできる、形のある「もの」でお考えください。例えば、家族から譲り受けたもの、人生を共に過ごしてきたもの、大事な人との思いでの品など…。

そういった大切なものは、ご自身に万が一のことがあったとき、どのようにしてほしいでしょうか。家族の好きにしたらいい、とお思いかもしれませんが、必ずしもご家族が全ての気持ちを察してくださるとは限りません。そのため、やはり書き残しておくことが、ご自身とご家族のためにもなります。また、今の時代、手放すと言っても様々な方法があります。ご家族や身近な方にお話をされてみると、あらたな発見があるかもしれません。

さて、少し視点を今に戻していただきますと、その「大切なもの」は今、どこにありますか? もしかして引き出しの奥にひっそりと眠ってはいないでしょうか。もう一度手に取ってみると、意外なことに、使い勝手が良いことに気が付くかもしれません。あの時は、うまく扱いきれなかったけれど、今ならなんとか使えそう、なんてことも。

終活の話、「もの」の話、となると、すぐに「処分しなさいってことでしょうか?」と思われるかもしれませんが、そうではありません。もう一度大切に使ってあげる、ということも、「終わりを見つめることで今をよりよく生きる」という、終活のあり方だと思います。

発行元：豊前総合法律事務所

〒828-0028

福岡県豊前市青豊19-14スペース I

TEL：0979-53-9106

FAX：0979-53-9107

豊前総合法律事務所 相続専門サイト

